

ナイスグループ健康保険組合
理事長 杉田 理之

組合規程（システム等運用管理規程）の一部変更について

記

当健保の「システム等運用管理規程」の条文の一部を変更したので公告いたします。

システム等運用管理規程 新旧条文対照表

新	旧
第 1 ～ 2 4 条 （略） (電子媒体の廃棄) 第 2 5 条 <u>保存期間経過後の電子媒体の廃棄方法について、原則として粉砕処理又は溶融処理する等復元不可能な状態にしなければならない。</u> 2 データ保護管理者は、 <u>個人情報</u> を記録した電子媒体を廃棄するときは、 <u>廃棄が安全かつ確実に</u> 行われることを作業前後に確認し、その経過を記録・管理するものとする。	第 1 ～ 2 4 条 （略） (<u>データ等の消去及び</u> 電子媒体の廃棄) 第 2 5 条 <u>情報システムで保有するデータ及び電子媒体に収録されたデータについては、法令の定めた保存期間の間保存・管理するものとする。ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</u> <u>(1) 情報システムで保有するデータのうち組合員の資格及び保険給付に関するものについては永年。</u> <u>(2) 情報システムで保有するデータのうち (1) 以外のものについては 3 年。</u> <u>(3) 電子媒体に収録されたデータについては、データ分析等に必要なものを除き 1 年とする。</u> <u>(4) (1) 、(2) のバックアップを目的としたデータは運用に応じて消去し、1 年を超えないものとする。</u> 2 <u>保存期間が経過したデータ及び電子媒体において、引き続き保存する必要があるものについては、改めて保存期間を定めて保存・管理するものとする。</u>

第 2 6 ～ 3 0 条 （略） 附 則 この規程は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。 <u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>	<u>3 保存期間経過後の消去及び廃棄方法について、破碎処理または溶解処理する等復元不可能な状態にしなければならない。なお、消去及び廃棄した場合、その経過を記録・管理するものとする。</u> <u>4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年 5 月 3 1 日・法律第 2 7 号。）第 2 条第 5 項に定める個人番号データ（情報システム等で保有するものに限る）については、第 1 項に定める期間に関わらず資格喪失又は扶養削除の日から 1 0 年間とする。</u> 第 2 6 ～ 3 0 条 （略） 附 則 この規程は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
--	---